

会計年度任用職員(フルタイム 家庭相談員)募集概要

甲賀市では、下記のとおり職員の雇用を予定しています。

注意事項を確認のうえ、希望される場合は申し込みを行ってください。

■業務概要

職種	家庭相談員
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊産婦、18歳未満の子ども、それらの家族に関する相談対応 ・ 上記相談に関する記録作成やケース検討等の諸会議への出席 ・ 関係機関との連絡調整
必要資格や経験等	<p>○以下の項目のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉司任用資格保持者 ・ 社会福祉士 ・ 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事された方 ・ 医師 ・ 保健師 ・ 助産師 ・ 看護師 ・ 保育士 ・ 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する方 ・ 学校教育法に基づく大学・短期大学・専門学校等で、社会福祉、児童福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業（見込み）された方 ・ 上記に準ずる方で、相談員として必要な学識経験を有する方 <p>○普通自動車運転免許（AT限定可）</p> <p>○パソコン等（ワード、エクセルほか）の基本操作</p>
賃金/報酬	月額 260,400 円
手当	通勤手当、地域手当、期末勤勉手当（任期が6か月以上の場合 ※10月1日以前の任用である場合）、6月以上勤務の場合退職手当など
支払日	当月分を21日支払い
勤務場所	甲賀市役所 こども政策部 家庭児童相談室
雇用期間	選考結果後、勤務可能な日から令和8年3月31日 （再度の任用：無（10/1より後の日付で任用開始する場合））
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分（休憩60分）
勤務日	毎週月曜日～金曜日の週5日
休日	土曜日、日曜日、祝日法による祝日、年末年始
年次有給休暇	10日（10月採用の場合）
保険など	社会保険加入：有（健康保険は共済） 雇用保険加入：有
災害補償	公務災害

■選考など

募集期間	随時（募集人員に達する日まで） 受付は、土日祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
募集人数	1 人
面接	申込時に日時、場所指定
申し込み方法 （どちらか）	・ 甲賀公共職業安定所から申し込み ・ 甲賀市役所家庭児童相談室（電話 69-2177）の窓口または電話で申し込み

■注意事項

- ・ 男女、年齢は問いません。
- ・ 甲賀市役所が出している、同じ雇用期間のフルタイム求人には重複して申込できません。（重複申込は、面接結果の合否待ちの期間を含みます。）
- ・ 許可なく兼業することはできません。（兼業：本業務以外に報酬等を得て他の仕事に従事すること）

■欠格事項

次のいずれかに該当する方は応募できません。（地方公務員法第 16 条関係）

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 甲賀市役所において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者